介護老人福祉施設　重要事項説明書

社会福祉法人　竹　恵　会
介護老人福祉施設　　けんちの里

令和7年4月1日　現在

介護老人福祉施設重要事項説明書

介護老人福祉施設 けんちの里

1　当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話　　042-472-0657（午前9時～午後5時）

担当　　生活相談員

2　特別養護老人ホーム　けんちの里の概要

（1）　施設の名称・所在地等

事業所番号	東京都1374800058号
事業所名	けんちの里
所在地	東京都東久留米市下里4-2-50

（2）　施設の職員体制　※　別紙１　をご参照ください。

（3）　施設の設備の概要

居室・設備の種類		室数	備考
定員		100名	
居室	多床室（4人部屋）	12室	(1室 35.8㎡)
	多床室（2人部屋）	20室	(1室 22.8㎡)
	従来型個室	12室	(1室 16.9㎡)
浴室		1室	一般浴槽と 特殊浴槽2種類
医務室		1室	
静養室		1室	
食堂		4室	
機能訓練室		1室	
談話室		4室(+食堂兼用4室)	

3　サービス内容

（1）　施設サービス計画の立案
（2）　食事
（3）　入浴
（4）　介護
（5）　機能訓練
（6）　生活相談
（7）　健康管理
（8）　特別食の提供
（9）　行政手続きの代行
(10)　日常費用支払代行
(11)　所持品の管理
(12)　レクリエーション
(13)　趣味活動
(14)　その他

4　施設サービス計画

計画担当介護支援専門員が次に定める事項について行い立案します.

（1）　お客様について解決すべき課題をお客様及びご家族に面接して把握し、お客様の意向を踏まえたうえで、次の項目について記載した施設サービス計画原案を作成し、その内容について文書によりお客様の同意を得す。

ア　お客様及びご家族の生活に対する意向
イ　総合的な援助の方針
ウ　生活全般の解決すべき課題
エ　施設サービスの目標とその達成時期
オ　施設サービスの内容
カ　施設サービスを提供するうえでの留意事項

（２）　施設サービス計画の原案の内容については、お客様及びご家族にし、文書によりお客様の同意を得ます。

（３）　作成された施設サービス計画は、遅滞なくお客様に交付します。

（４）　必要に応じて施設サービス計画を変更します。施設サービス計画の変更においては、軽微な変更を除いて上記(１)(２)(３)の手続きを行います。

５　利用料金

（１）　介護保険給付対象サービスの料金　※　別紙２をご参照ください。

（２）　介護保険給付対象外サービスの料金　※　別紙３をご参照ください。

（３）　その他の料金　※　別紙４【その他の利用料金】をご参照ください。
※　別紙５【日常生活費としてお支払いいただく利用料の区分】をご参照ください。

（４）　支払方法
原則として、毎月１５日前後に前月分の料金について請求し２７日に口座自動振替の方法でお支払いいただいたき領収書を発行いたします。特段の事情がある場合は、銀行振込・現金集金の方法を契約の際に選ぶこともできます。

（５）　利用料については、介護保険制度の改正により、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。

６　入退所の手続き

（１）　入所手続き

ア　要介護３以上の認定を受けた方で、入所を希望する方は、電話等でご連絡のうえ利用申込書を提出してください。

イ　入所が決定した場合、契約を締結しますが、契約の有効期間は要介護認定の期間と同じです。ただし、入所要件を満たせば、自動的に更新します。

※　詳細は生活相談員にお尋ねください。

（２）　契約の自動終了
以下の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

ア　他の介護保険施設や認知症対応型共同生活介護施設等へ入所した場合
イ　介護認定区分が、非該当（自立）、要支援となった場合
ウ　お客様が、死亡又は被保険者資格を喪失した場合
エ　その他
オ　お客様がサービス利用料金の支払を３カ月以上遅延し料金を支払うよう催告したにもかかわらず１５日以内に支払わない場合、又はお客様、ご家族が当施設・当施設の従業者または他のお客様に対して本契約を継続しがたいほどの行為を行った場合は、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了の３０日前までに文書で通知します。

カ　お客様が、病院又は診療所に入院し、明らかに３カ月以内に退院できる見込がない場合又は入院後３カ月経過しても退院できないことが明らかになった場合、文書で通知のうえ、契約を終了させていただく場合があります。なお、この場合、退院後に再度入所を希望される場合はお申し出ください。

キ　やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し退所していただく場合がございます。
この場合契約終了９０日前までに文書で通知いたします。

7　当施設のサービスの特徴等

（1）　運営の方針

①　サービス理念　『ケアサービスの原則の順守』

ア　お客様の権利擁護を重視したサービスの提供
イ　お客様の立場に立った（お客様本位）サービスの提供
ウ　事故防止・安全確保の徹底
エ　お客様の自己決定権の尊重
オ　お客様の人生継続性の確保
カ　お客様の可能性を信じた生涯学習の視点による自立援助の実施
キ　自ら提供するサービスの自主評価と改善の実施

②　サービスの質の向上のための方策

ア　職員研修により専門職としての資質の向上を図る
イ　明るい施設環境・円満な人間関係構築の推進
ウ　各種サービスのマニュアル化と職員への徹底
エ　お客様本位のサービス計画の策定
オ　各職種間の緊密な連携によるチームワークの確立

（2）　サービス利用のために

①　職員への研修の実施
内部研修・外部研修への積極的参加を行っています。

②　サービスマニュアルの作成
お客様の受け入れから退所までの間、提供する全てのサービスに関するマニュアルを作成し、サービスの質の向上と平均化を推進しています。

（3）　施設利用に当たっての留意事項

①　面会
面会時間　毎日９時～１７時
予約制となっております。お電話にてご予約下さい。電話
042-472-0657

②　外出・外泊
個別にご相談ください。

③　喫煙
施設内外は全て禁煙となっております。

④　所持品の持ち込み
タンス等の家具・仏壇・テレビ・ライターや刃物等の危険物の持ち込みはご遠慮いただきます。ご用意いただく物品等詳しくは「けんちの里ご利用のしおり」をご参照ください。

⑤　施設外での受診

施設外の医療機関に受診または入院する場合は、原則として協力医療機関の利用となります。他の医療機関の利用を希望される場合は、医療機関の確保・移送・手続き及び付添いはご家族の負担においてお願いします。

⑥　宗教・政治・営利活動

施設内で宗教、政治に関する活動又は営利活動を他のお客様やご家族、当施設の従業員に対して行うことはご遠慮いただきます。

⑦　ペット

施設内でペットを飼育することはご遠慮ください。

8　緊急時の対応方法

お客様の心身に変化等があり医師等との相談の上、受診、入院が必要と判断した場合には、必要な処置を講じさせていただきます。又、予め昼夜連絡可能な複数の連絡先を登録していただきご家族等に速やかに順に連絡いたします。

登録事項

①　氏名　　②　続柄　　③　電話番号(携帯電話･勤務先電話を含む)

④　住所

9　事故発生時の対応

①　お客様に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、市町村及びご家族に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に務めその対応について協議します。

②　お客様に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとします。ただし、事業者及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

10　身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束は行いません。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に利用者及び代理人へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

11　高齢者虐待の防止、尊厳の保持

利用者の人権の擁護、虐待の防止のために、研修等を通して従業員の人権意識や知識の向上に努め、利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。利用者の人権及びプライバシーの保護、ハラスメントの防止等のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

12　協力医療機関

財団法人　結核予防会　新山手病院
協力科目：内科・外科・整形外科・消化器科・泌尿器科
東村山市諏訪町3-6-1　　℡　042-391-1425

医療法人社団　相明会　パール歯科
協力科目：一般歯科
小平市小川西町2-25-15　　℡　0120-43-8148

13　非常災害対策

災害時、お客様の生命の安全確保を最優先にして対応するため、当法人の「消防計画」に基づき実施します。

14　サービス内容に関する相談・苦情

（１）　施設お客様相談・苦情担当
担当　　施設支援事業部　生活相談員　櫻井　孝浩
電話　042-472-0657

（２）　1階入り口に「相談箱」を設置して苦情・相談を承っています。

（３）　その他
当施設以外に、各区市の相談・苦情窓口等でも受け付けています。
東久留米市役所
健康福祉部介護福祉課　　電話　042-470-7750
東京都国民健康保険団体連合会
苦情相談窓口　　電話　03-6238-0177

15　当法人の概要

法人種別・名称　　社会福祉法人　竹 恵 会
代表者役職・氏名　　理事長　竹　中　三　津　子
法人所在地　　東京都東久留米市下里4-2-50　電話　042-472-0657

定款の目的に定めた事業

（１）　特別養護老人ホーム「けんちの里」の設置経営
（２）　老人デイサービスセンター「パレ・フローラ」の設置経営
（３）　老人短期入所事業「けんちの里」
（４）　老人デイサービスセンター「ガーデン・ほんむら」の設置経営
（５）　老人居宅介護等事業「パレ・フローラ指定訪問介護事業所」
（６）　生活支援事業の受託
（７）　居宅介護支援事業「けんちの里指定居宅介護支援事業所」
（８）　その他これに付随する業務

施設拠点等

（１）　特別養護老人ホーム　　１カ所
（２）　短期入所生活介護　　１カ所
（３）　通所介護　　２カ所
（４）　訪問介護　　１カ所
（５）　居宅介護支援事業所　　１カ所
（６）　生活支援事業　　１カ所

令和　　年　　月　　日

介護老人福祉施設入所にあたり、お客様に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所 在 地　　東久留米市下里４－２－５０

事業者名　　社会福祉法人　竹　恵　会

介護老人福祉施設　けんちの里

所属　　施設支援事業部

説 明 者　　氏　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

私は、契約書および本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受けました。

お客様

住　所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

(身元引受人)

住　所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

重要事項説明書（別紙　１）

施設の職員体制

( )内は男性

		資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者			1名		施設の運営･管理の総括	1名
医師				4名(3)	健康管理	4名(3)
生活相談員		社会福祉士等	3名(3)		生活相談･支援	3名(3)
栄養士		管理栄養士	1名		献立作成･栄養管理	1名
機能訓練指導員		作業療法士 ﾏｯｻｰｼﾞ師	2名(1)		ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ	2名(1)
介護支援専門員		介護支援専門員	3名(2)		調査･ｹｱﾌﾟﾗﾝ作成	3名(2)
事務職員			4名(2)	3名(2)	庶務･経理･建物管理	7名(4)
ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ				１名	ボランティア調整	1名
介護 看護	看護師		2名	2名	健康管理･看護	4名
	准看護師		2名		健康管理･看護	2名

職員	介護福祉士	36名(14)	3名(2)	日常生活介護	39名(15)
	実務者研修	1名(1)		日常生活介護	1名(1)
	初任者研修	1名	1名	日常生活介護	2名
	その他	1名		日常生活支援	1名

（令和7年4月1日現在）

重要事項説明書（別紙　２）

５の（１）介護保険給付対象サービスの料金

（１）介護保険給付対象サービスの料金

要介護度	単位	１日の報酬額（円）	１日の自己負担額（1割/円）	１日の自己負担額（2割/円）	1日の自己負担額（3割/円）
1	589	6,290	629	1,258	1,887
2	659	7,038	703	1,407	2,111
3	732	7,817	781	1,563	2,345
4	802	8,565	856	1,713	2,570
5	871	9,302	930	1,860	2,791

（２）その他の介護保険給付対象サービスの加算

その他の加算	単位	介護給付額（円）	自己負担額（1割/円）	自己負担額（2割/円）	自己負担額（3割/円）
看護体制加算（Ⅰ） 看護体制加算（Ⅱ）	4 8	1日42 1日85	1日4 1日8	1日8 1日17	1日12 1日25
夜勤職員配置加算（Ⅲ）	16	1日170	1日17	1日34	1日51
精神科医療養指導加算	5	1日53	1日5	1日10	1日15
日常生活継続支援加算１	36	1日384	1日38	1日76	1日115
個別機能訓練加算（Ⅰ）	12	1日128	1日12	1日25	1日38
個別機能訓練加算（Ⅱ）	20	1月213	1月21	1月42	1月63
初期加算	30	1日320	1日32	1日64	1日96
外泊時費用加算	246	1日2,627	1日262	1日525	1日788
若年性認知症入所者受入加算	120	1日1,281	1日128	1日256	1日384
療養食加算（1日3回まで）	6	1日64	1日6	1日12	1日19
経口維持加算（Ⅰ）	400	1月4,272	1月427	1月854	1月1,281
口腔衛生管理加算（Ⅰ）	90	1月961	1月96	1月192	1月288
安全対策加算	20	1回213	1回21	1回42	1回63
看取り介護加算（Ⅰ） 死亡日45日前～31日前 死亡日30日前～4日前 死亡日前々日、前日 死亡日	72 144 680 1280	1日768 1日1,537 1日7,262 1日13,670	1日76 1日153 1日726 1日1,367	1日153 1日307 1日1,452 1日2,734	1日230 1日461 1日2,178 1日4,101

科学的介護推進体制加算（Ⅰ） 科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	40 50	1月427 1月534	1月42 1月53	1月85 1月106	1月128 1月160
ADL維持加算（Ⅰ） ADL維持加算（Ⅱ）	30 60	1月320 1月640	1月32 1月64	1月64 1月128	1月96 1月192
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ） ＊褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	3 13	1月32 1月138	1月3 1月13	1月6 1月27	1月9 1月41
排泄支援加算（Ⅰ） 排泄支援加算（Ⅱ） 排泄支援加算（Ⅲ）	10 15 20	1月106 1月160 1月213	1月10 1月16 1月22	1月21 1月32 1月42	1月31 1月48 1月63
自立支援促進加算	280	1月2,990	1月299	1月598	1月897
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	110	1月1,174	1月117	1月234	1月351
認知症チームケア推進加算（Ⅱ）	120	1月1,281	1月128	1月256	1月384
協力医療機関連携加算	5	1月53	1月5	1月10	1月15
協力医療機関連携加算	100	1月1060	1月106	1月212	1月318
退所時情報提供加算	250	1回2670	1回267	1回534	1回801
生産性向上推進加算〈Ⅱ）	10	1月106	1月10	1月21	1月31
高齢者施設等感染対策向上加算〈Ⅰ）	10	1月106	1月10	1月21	1月31
高齢者施設等感染対策向上加算〈Ⅱ）	5	1月53	1月5	1月10	1月15
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	介護職員処遇改善加算を除いた1月の総利用単位数×14.0％		介護給付額 ×10％	介護給付額 ×20％	介護給付額 ×30％

（３）上記利用料については、所得に応じた下記減免措置の制度があります。

１）高額介護サービス費の支給

自己負担額が下表の上限額を超えたときは、その超えた分が払い戻され、負担が軽減される制度です。詳しくは保険者に相談してください。

所得区分	個人の上限額
生活保護受給者の方	15,000円
老齢福祉年金受給者の方	15,000円
合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	15,000円
合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以上の方	24,600円
市区町村民税課税の方	44,400円
医療保険制度における現役並み所得者相当の方	44,400円
課税所得690万円（年収約770万円）～課税所得690万円（年収1，160）未満	93，000円
課税所得690万円（年収約1，160万円）以上	140，100円

２）高額医療・高額介護合算制度

医療保険と介護保険の自己負担を合算して年間の限度額を超えた場合、申請して認められると、超えた分が後から支給される制度です。詳しくは保険者に相談してください。

区分	７５歳以上の方 後期高齢者医療制度+介護保険	７０～７４歳の方 医療保険+介護保険	７０歳未満の方 医療保険+介護保険
現役並み所得者 （上位所得者）	67万円	67万円	126万円
一般	56万円	62万円	67万円
低所得２	31万円	31万円	34万円
低所得１	19万円	19万円	34万円

３）生計困難者に対する利用者負担軽減制度

以下の条件を満たす場合は、自己負担額がさらに軽減される場合があります。詳しくは保険者に相談してください。

① 年間収入が単身世帯で１５０万円以下
② 預貯金等の額が単身世帯で３５０万円以下
③ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がない
④ 負担能力のある親族等に扶養されていない
⑤ 介護保険料を滞納していない

重要事項説明書（別紙３）

５の（２）介護保険給付対象外サービスの料金

（介護保険法で基本サービスとは別にお客様が自己負担することとされ、事業所ごとにお客様との契約に基づくものとされているもの）

（１） 食　費　　１日あたり　　１，７３０円
（２） 居住費　　１日あたり　多床室　　８５５円
　　従来型個室　　１，１７１円

※ 食費・居住費については、所得に応じた下記減免措置の制度があります。詳しくは保険者に相談してください。

（日額）

利用者負担段階		負担限度額		
区分	利用者負担軽減対象者	食費	多床室	従来型個室
第１段階	住民税が非課税世帯で、老齢福祉年金を受けている方。生活保護を受けている方。	300円	0円	380円
第２段階	世帯員全員及び配偶者が住民税が非課税世帯で、合計所得金額と年金収入額の合計が年間８０万円以下の方。	390円	430円	480円
第３段階①	世帯員全員及び配偶者が住民税が非課税世帯で、合計所得金額と年金収入額の合計が８０万円以上１２０万円以下の方	650円	430円	880円

第３段階②	世帯員全員及び配偶者が住民税が非課税世帯で、合計所得金額と年金収入額の合計が１２０万円以上の方	1，360円	430円	880円

重要事項説明書（別紙　４）　【その他の料金】

内　　容			1日当たり		備考
1.預貯金管理料	通帳・印鑑等管理、出納経費		￥40		
2.日用品費	口腔ケア用品	歯ブラシ、歯磨き粉、ポリデント、義歯ケース等	￥120	￥30	※1
	入浴タオル用品	バスタオル、タオル		￥20	
	清拭用品	ティッシュ、ウエットティッシュ、石鹸等		￥30	
	整容用品	化粧水、ベビーローション、整髪料等		￥40	
3.電気代	電気製品1台につき		￥100		
4.通信費	施設内Wi-Fi使用料金		￥1,000/月		

※１　日用品は、けんちの里でご用意しています。お客様が用意される場合は、該当費用はかかりませんが、その際は、ご家族で当該物品の用意・ご持参をお願いします。

内容			1回当たり	備考
4.クラブ活動費	【Aクラブ】	・音楽クラブ・朗読クラブ ・体操クラブ・書道 ・お茶会　　・その他	￥30	※2
	【Bクラブ】	・生花クラブ・陶芸クラブ ・臨床美術　・喫茶 ・その他	￥30＋材料費	
	【C参加されない場合】		￥0	

※2　費用は参加されたクラブに応じて請求させていただきます。

内　　容		1回当たり	備考
5.その他費用	5.理美容	￥2,195～	
	6.買物代行費 （買い物等、嗜好品の購入費用を立て替えた際）	¥100	
	7.送迎費用　　※新規入所・提携病院外通院等 （施設より片道2km圏内：以降1Km毎に1,000円増）	¥2,000	
	8.複写物	¥10	
	9.エンゼルケア代	¥20,000	
	10.行事食代	材料費	

◎　上記の内容・金額は介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わ負担額を変更します。その際は改めてお知らせします。